

# 重量物・長大物輸送の関係法令 主な改正等状況(平成31年～)

年月日	種別	概要	関連リンク
令和6年4月8日	特	通行時間帯条件の緩和試行 ・重量D条件 → 対象道路の通行時間帯を20時～7時(前後1時間ずつ)に拡大 ・寸法C条件 → 重セミに対する交差点の判定基準の緩和(通行時間帯条件が付される交差点の減少)	<a href="#">国土交通省</a>
令和5年12月21日	特	【確認制度】特殊車両通行確認システムにおける許可実績利用の開始。	<a href="#">国土交通省</a>
令和5年10月30日	特	【確認制度】車軸自動昇降装置(リフトアクスル)があるトレーラの登録が可能。	<a href="#">特車登録センター</a>
令和5年4月1日	特	高速道路における自動軸重計を活用した指導取締りの開始。	<a href="#">高速道路機構</a>
令和4年11月8日	特	ダブル連結トラックの対象路線の拡充(2,050km→物流事業者のニーズを踏まえ【5,140km】に拡充)	<a href="#">国土交通省</a>
令和4年5月13日	制	「自動車の積載の制限」の改正。 ・積載物の長さは、自動車の長さの1.1倍→【自動車の長さの1.2倍】。 ・積載物の幅は、自動車の幅を超えてはならない→【自動車の幅の1.2倍】。 積載の方法は、自動車の車体の左右から自動車の幅の10分の1の幅を超えてはみ出さないこと。	<a href="#">全ト協</a>
令和4年4月1日	特	高速道路における特殊車両通行許可オンライン申請の開始。	<a href="#">高速道路機構</a>
令和4年4月1日	特	新たな特殊車両通行制度である「特殊車両通行確認制度」の運用開始。	<a href="#">国土交通省</a>
令和4年4月1日	基	○継続緩和の期限の延長等。 ・安全性優良事業所認定(Gマーク)の事業所の継続緩和については無期限化。(新規:2年、継続:無期限) ・その他の事業所の継続緩和については、2年から4年に延長。(新規:2年、継続:4年) ○申請書の集約、提出書面の削減 ○軽微な変更については届出制へ(変更の即日対応) ○車両総重量または軸重等のいずれか一方の基準緩和認定においては期限を付さない (現に認定を受けているものは期限満了日以降も認定が有効なものとして運行可)	<a href="#">国土交通省</a>  <a href="#">全ト協</a>
令和4年3月22日	特	特殊車両通行許可システムの推奨ブラウザをInternet Explorerから「Microsoft Edge」に変更。	—
令和4年1月4日	制	「警察行政手続サイト」(埼玉県、石川県、岡山県、山口県は別サイト)における一部オンライン申請の可能。 ※埼玉県及び岡山県では、独自サイトより、新規を含む全ての制限外積載許可申請を受付。	<a href="#">警察庁</a>
令和3年9月1日	基	風力発電設備を構成する単体物品を輸送する場合、車両総重量等を自動車の性能の最大値で緩和認定が可能。	<a href="#">全ト協</a>
令和3年8月24日	特	特殊車両の新たな通行制度の指定登録確認機関として「(一財)道路新産業開発機構」を指定。	<a href="#">国土交通省</a>
令和3年8月10日	基	バン型のダブル連結トラックは高さ3.8m→4.1mの緩和認定が可能。	—

「種別」…特：特殊車両通行制度（道路法 車両制限令）、基：基準緩和自動車認定制度（道路運送車両の保安基準）、制：制限外積載許可制度（道路交通法）

# 重量物・長大物輸送の関係法令 主な改正等状況(平成31年～)

年月日	種別	概要	関連リンク
令和3年7月13日	特	特殊車両の新たな通行制度 施行日を令和4年4月1日、車両の登録手数料及び経路の確認手数料の詳細を決定。	<a href="#">国土交通省</a>
令和3年7月1日	特	阪神高速道路等における単車トラックの長さにおける許可限度値の目安を12m→15mに引き上げ。 (首都高速道路の一部路線を除き、高速道路会社6社が管理する高速道路では基準を統一)	<a href="#">高速道路機構</a>
令和3年6月28日	特	高速道路における車幅の許可限度値の統一化に伴う出入口情報を追加。	<a href="#">全ト協(会員専用)</a>
令和3年3月29日	特	誘導車配置の合理化。 ・誘導車の配置台数は前後2台→寸法C条件は前1台、重量C・D条件は後1台に合理化 ・誘導車の運転者は国が定めるガイドラインに基づく講習の受講者に限定(講習修了証の確認義務)	<a href="#">国土交通省</a>
令和2年3月22日	特	同一型式のトレーラの台数追加の運用変更。(申請書作成は不要となり、電話等で連絡のみの軽微な変更)	<a href="#">国土交通省</a>
令和2年12月25日	特	国土交通省が誘導車の役割や誘導方法、特殊車両の通行方法を明確化した「特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン」を策定	<a href="#">国土交通省</a>
令和2年12月1日	特	高速道路における車幅の許可限度値の統一化。(幅員3.5mの場合、車幅3.3mで統一)	<a href="#">高速道路機構</a>
令和2年12月1日	特	高速道路における軸重に係る車両制限令違反への対応変更。(軸重計測値のばらつきを考慮、違反が繰り返し確認された車両に対して取締等)	<a href="#">全ト協(会員専用)</a>
令和2年6月8日	特	自治体申請システムの新システムへの移行。	<a href="#">国土交通省</a>
令和2年5月27日	特	特殊車両の新たな通行制度を含む道路法の一部改正が公布。※施行は公布日から2年以内	<a href="#">国土交通省</a>
令和2年2月25日	特	特車ゴールドの変更申請が可能。	<a href="#">国土交通省</a>
令和元年9月1日	基	基準緩和自動車の申請者条件に処分状況(基準緩和取消、車両の使用停止等)を追加。	<a href="#">全ト協</a>
令和元年8月8日	特	ダブル連結トラックの対象路線の拡充(岩手県・北上江釣子IC～福岡県・太宰府IC)	<a href="#">国土交通省</a>
令和元年7月31日	特	40ft背高国際海上コンテナ車の重要物流道路における特車許可不要区間の運用開始。	<a href="#">国土交通省</a>
令和元年7月5日	特	自動車検査登録前の特殊車両通行許可申請が可能。(車両諸元を確認できる資料で申請)	<a href="#">国土交通省</a>

# 重量物・長大物輸送の関係法令 主な改正等状況(平成31年～)

年月日	種別	概要	関連リンク
令和元年6月26日	基	「長大又は超重量で分割不可能な単体物品」の一部としてみなせる物品例として以下を追加。 幅及び長さが2.5mを超える防塵・定温輸送が必要な精密機器製造装置を、防塵・定温コンテナに格納してセミトレーラで運搬する場合であって、当該コンテナの空き空間に防塵・定温輸送が必要な同梱物を格納する場合の当該同梱物(ただし、連結車両総重量は44トンを上限とする。)	—
令和元年6月21日	特	夜間通行条件の合理化。(全経路→【夜間通行条件が付された区間又は箇所に関し夜間通行】)	<a href="#">国土交通省</a>
令和元年6月17日	特	既許可に新たな経路追加する場合、新たな経路のうち既許可経路と重複する区間を除いた申請が可能。	<a href="#">国土交通省</a>
令和元年6月11日	特	臨時運行許可又は回送運行許可を受けた仮ナンバー車両の通行について、車両の製造工場等から納車先までの一括申請が可能。(同一許可証で通行可能)	<a href="#">国土交通省</a>
平成31年4月1日	特	荷主情報の聴取の本格導入 ・特車申請時において荷主名の記載があった場合、優先的に特車許可審査(概ね10日程度)	<a href="#">全ト協</a>
平成31年4月1日	特	優良事業者の許可期間の延長(最大2年間→【4年間】、超重量・超寸法は最大1年間→【2年間】) 条件: Gマーク認定事業所の車両+業務支援用ETC2.0車載器の搭載および登録+過去2年以内に違反無し	<a href="#">国土交通省</a>
平成31年4月1日	特	高速道路会社は国の特殊車両通行許可システムに接続(取締り時に国のシステムに接続して許可内容を確認)	<a href="#">全ト協</a>
平成31年4月1日	特	特殊車両通行許可証の電子媒体化(タブレット等を用いた許可証の電子媒体による携行が可能)	<a href="#">全ト協</a>
平成31年3月25日	特	特車ゴールドの包括申請が可能。	<a href="#">国土交通省</a>
平成31年3月1日	基	幅広トレーラを使用した幅広貨物(幅及び長さが2.5mを超える合成床板、建築用パネル、建造用鋼板その他建設資材)について、荷台と水平に積載する複数積載の緩和認定が可能。	<a href="#">全ト協</a>
平成31年2月14日	制	・制限外積載許可の期間を原則3ヶ月以内→原則1年以内に延長。 ・審査方法として、車両の構造等について図面、写真その他の資料により確認する方法を明記。	<a href="#">全ト協</a>